

第百八十九号議案

東京都人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

東京都人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年東京都条例第八号）の一部を次のように改正する。  
第三条中「地方公務員法」の下に「第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員及び同法」を加える。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。